

瀬戸市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日

瀬戸市議会議長 川 本 雅 之

瀬戸市議会規則第 1 号

瀬戸市議会傍聴規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会傍聴規則（昭和 5 1 年瀬戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（傍聴席の区分）</p> <p>第 2 条 傍聴席は、<u>一般席、身体障害者車いす席及び報道関係者席とする。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（傍聴人の定員）</p> <p>第 4 条 傍聴人の定員は<u>6 5 人とし、一般席を 5 2 人、身体障害者車いす席を 2 人、報道関係者席を 1 1 人とする。</u></p>	<p>（傍聴席の区分）</p> <p>第 2 条 傍聴席は、<u>一般席及び報道関係者席とする。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（傍聴人の定員）</p> <p>第 4 条 傍聴人の定員は<u>6 3 人とし、このうち、一般席の傍聴人の定員は、5 2 人とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日から施行する。